

議案第 85 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町 1 番地
川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 1 2 番 8 号
川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町 1 番地

」

を

「

川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町 1 番地
-----------	---------------

」

に、

「

川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石 1 丁目 1 4 番 1 5 号
----------	---------------------------

川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号
-----------	-------------------

を

「

川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石1丁目14番15号
----------	-------------------

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

南加瀬保育園、南河原保育園及び虹ヶ丘保育園の民営化に伴い、これらの保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。